

カントの第四アンチノミー

細 谷 章 夫

第四アンチノミーの定立は「世界の部分としてか、あるいは世界の原因としてか、端的に必然的な存在者であるなにものかが、世界に属している。」(S.480 「純粹理性批判」以下第二版のページ数で示す。)であり、その反定立は「世界の原因として、世界のうちにも、世界の外にも、端的に必然的な存在者はどこにも存在しない。」である。その意味で第四アンチノミーのテーマは、古来からの概念からいえば「神の存在」の問題であり、その第四アンチノミーのカントによる解決は本質的にカントによる神の存在証明であるというのが私の理解である。しかしそれは厳密な意味で、「神の存在証明」とはいえないかもしれない。第一に、第四アンチノミーの解決の部分(S. 587~593)において「神」という語は使われていないこと。せいぜい使われているのは「必然的な存在者das notwendige Wesen」とか、「実体それ自身の無条件的な現存者die unbedingte Existenz der Substanz selbst」とか、あらゆる変化するものの最高の条件としての「現存das Dasein」の概念(S.587)であり、又は「超世界的存在者ens extramundanum(S. 589)である。第二にアンチノミーの解決は統制的原理によるものであること、つまり統制的原理はカントが表明しているように、厳密な意味において神の存在を証明する論拠にはならないと解されるからである。しかしそれにも拘らず、私がここをカントによる「神の存在証明」の箇所とみるのは、結論として、弱い意味において上記の「必然的な存在者」もしくは「超世界的存在者」を想定することが許されることを、カントが示しているからである。従って実質的な意味において、しかし統制的原理による限り、弱い論拠においてではあるが、ここをカントによる「神の存在証明」の箇所とみるわけである。以下、それをより詳しく説明していきたい。

I 第四アンチノミーの解決

カントの第四アンチノミーの解決はどのようなものであるのか。解決のための可想的なものとしての「必然的な存在者」とはどのようなものなのか。アンチノミーは常に条件と条件づけられるものの系列が問題となる限り、その存在者は系列においてどのような関わりあい方をするのであろうか。これらがこの章で示したいと思う事柄である。

カントは第一、第二アンチノミーに対応する数学的背進 *der mathematische Regressus* に対して、第三、第四アンチノミーに対応する力学的背進 *der dynamische Regressus* が、ある特色をもつことを指摘(S.588)する。それは力学的背進において条件は、必ずしも条件づけられたものと共に、一つの経験的系列 *eine empirische Reihe* をなす必要はないであろう(S.588)としていることである。すでに拙稿^①でも示したように、確かに合成(第一アンチノミーの場合)でも、分割(第二アンチノミーの場合)でもこの系列の諸条件は同質的 *gleichartig* でなければなら

ず、従って現象とみなされなければならなかった。それなのに力学的背進においては条件と条件づけられるものが、必ずしも一つの経験的系列をなす必要はないであろう、とは何を意味するのか。それはいずれも概念である、条件と条件づけられるものの関連だけが一つの制限であって、条件と条件づけられるものが両方とも可能的経験の領域内になくてもいいということである。つまり端的に必然的なもの（可能的なもの）と経験的なものが、条件と条件づけられるものとの関連において、容易に結びつくことを意味している。事実カントもここに当面のアンチノミーをのがれる一つの逃げ道 ein Ausweg が開かれていること、これによってお互に矛盾する二つの命題が、異った関連において in verschiedener Beziehung において同時に真でありうる zugleich wahr sein können ことを述べている (S.588)。では一般的に、この可想的なものと経験的なものとが条件と条件づけられるものとの関連において、どのように関わりあうのであろうか。すでに拙稿^②でも示したように、第三アンチノミーと第四アンチノミーの解決における相違はまさにこの関わりあい方の相違にあるのである。カント自身、第三アンチノミーと第四アンチノミーの解決の違いを比較しながら次のようにいう。「だから或る無条件的な現存在を諸現象の基礎におくこのやり方は、前項における（自由の）経験的無条件的原因性から区別されるだろうが、それは自由においては物自体が原因（現象的実体）として、しかしながら諸条件の系列に属し、そしてその〔系列の〕原因性のみが可想的なものとして考えられた点にあり、しかしここで必然的な存在者は全く感覚界の外に（超世界的存在者 ens extramundanum として）そして単に可想的と考えられなければならないが、このことによってのみ、この必然的な存在者はその存在者があらゆる現象の偶然性と依存性の法則にさえ、従わせられるということが、防がれるという点である。」(S.589)

第三アンチノミーの解決に関してはすでに拙稿「カントの第三アンチノミー」で論究したが、その結論を要約すれば次のようにあった。そこでは端的に「人間の行為」が述べられている。カントは行為の結果は現象にあらわれるが、その行為の原因是理性のうちにあるものとして、すなわち可想的なもののうちにあるものと理解したのであった。人間の行為が自由であること、それは意志決定において行為の原因である「理性」が自由に基づいていることに起因し（それはまた道徳の基礎もある）、それはまた、ある状態を自分自身から始める能力でもあった。行為の結果は現象にあらわれ、それはそれ以降の系列を形成する。従って人間の行為は、いわば一方を原因として可想界に、他方をその結果としての現象界にふみいれるものであり、原因から結果にいたる系列は従って、可想界と現象界の両界にわたることになる。だから上記の引用中、第三アンチノミーに関し、「……それは自由において物自体が原因（現象的実体）として、しかしながら諸条件の系列に属し、そしてその系列の原因性のみが可想的なものとして考えられる点にあり……」は、行為の原因が可想界、すなわち物自体にあり、そこから諸条件の系列が始まることを示しているのである。従って第三アンチノミーの解決における可想的なものとは、系列の究極原因、あるいは始まりとして、ある状態を自分自身から始める能力として存在し、現象の系列を始め、それ自身は現象界には存在しないところの、第一項であるということにつきる。それに対して第四アンチノミーの解決における「必然的な存在者」と「偶然的なもの」の関わりあい方は

一体どのようなものであろうか。上記の引用文をさらにみてみよう。「或る無条件的な現存在を諸現象の基礎におく、このやり方」とは第四アンチノミーの解決における、可想的なもののあり方を示しているし、さらに「ここで、必然的な存在者は全く感覚界の外に（超世界存在者 *ens extramundanum* として）、そして単に可想的と考えられなければなるまいが……」は、「……諸現象の基礎におく、このやり方」が第三アンチノミーの解決におけるように、系列の始まりが可想界に、その結果が現象界にあるというあり方ではなく、全く感覚界の外に、切り離されて存在することを意味する。第三アンチノミーにおける原因と結果も、確かに一方は可想界に、他方が現象界にあるのだから、原因は感覚界の外に切り離されていたと考えることも出来る。しかし、そこでは一つの系列において、原因と結果との関連において結びついている。またその原因是、単に「ある状態を自分自身からはじめる能力」とした点では、それは一つの働きにすぎない。第四アンチノミーにおける「可想的なもの」はそれに対して「あらゆる変化するものの最高の条件 *die höchste Bedingung alles Veränderlichen*」でありうるような「現存在 *das Dasein*」なのであり (S. 587)，それをカントはもっと簡単に「必然的な存在者 *das notwendige Wesen*」(S. 587)とも、また「実体そのものの無条件的な現存者 *die unbedigte Existenz der Substanz selbst*」(S. 587)ともいっている。だから第四アンチノミーにおける「可想的なもの」は「一つの働き」なのではなく、*Dasein* であり、*Wesen* であり、*Existenz* なのである。では一体これはどのような系列との関わりあい方をするのであろうか。第三アンチノミーでは原因から原因へとさかのぼり、「ある無条件的原因性 *die unbedingte Kausalität*」(S. 587)に到達したのであった。その限りでは原因からなる系列だけが問題であった。それに対して第四アンチノミーでは、第三アンチノミーにおけるように概念の系列ではあるが (S. 587)，実体そのものの偶然的な現存在の依存関係をさかのぼることによって、「実体そのものの無条件的な現存者」に到達するのである。カント自身はそれを「実体それ自身の偶然的な現存在からその必然的な現存在をひき出すこと *die Ableitung des zufälligen Daseins der Substanz selbst von der notwendigen*」(S. 588) としている。第四アンチノミーの解決の表題が「諸現象の現存在一般からみた、諸現象の依存性の総体性について *von der Totalität der Abhängigkeit der Erscheinungen, ihrem Dasein nach überhaupt*」(S. 587) と付されている限り、諸現象における、経験的な現存在の基礎にこの必然的な存在者があり、しかもいわば、依存関係をすべて総括したものとして、この存在者が超世界存在者として存在するものである。諸現象の現存在一般からみた、諸現象の依存性とは、それが系列として考えられる限り、ある事物の存在または生起が、他の存在または生起に因果的に関連し、系列をつくることを意味しよう。しかし第三アンチノミーにおける因果の系列とは異なる。第三アンチノミーの因果はあくまで単なる事物の変化、あるいは単なる変化としての事象であるのに対して、第四アンチノミーの系列は存在者そのものの生起、消滅に関する因果的な関連だからである。それだからこそ、第三アンチノミーにおいて、可想的なものとしての「ある無条件的な原因性」を「ある状態を自分自身からはじめる能力」として、つまり一つの働きとして定義することができたのである。その意味で、第四アンチノミーにおける因果的関連は事物の単なる変

化ではなく、存在者そのものの生起、消滅にかかわる以上、より根本的な現象の諸変化といえるかも知れぬ。

第四アントノミーの解決が第三アントノミーと根本的に異なる特色はさらにも一つある。それは可想的なものと現象的なものとの関わりあい方である。いい換えれば、総体性 die Totalität の意味の相違である。第三アントノミー及び第四アントノミーの解決の副題はそれぞれ「世界の出来事をその原因から導き出すことの総体性について」(S.560) と「諸現象の現存一般からみた、諸現象の依存性の総体性について」(S.587) となっている。結論を言おう。第三アントノミーの解決における総体性とはせいぜい、ある系列の総体性が意味されているのに対して、第四アントノミーではすべての依存関係の系列の総体性、すなわち全感覚界が意味されていることである。やや形式的にいうならば、第三アントノミーにおける「ある無条件的な原因性」は、いわばその系列を無限にさかのぼることを中止させるものとして、その系列の総体性を形成するのに對し、第四アントノミーの「実体そのものの無条件的な現存者」はすべて依存性の系列が無限にさかのぼること、あるいは無限に広がることを中止させるものとして、全系列の総体性を意味しているのである。カント自身そのように考えていたことは、部分的な表現、例えは全系列に関して経験的でない条件、すなわちある無条件的に必然的な存在が生ずる (S.587) とか、全系列がなんらかの可想的な存在に基づきづけられえよう (S.590) など (いずれも筆者傍点) のうちに見られるのである。だからハイムゼートが、この全体が単に存続するものの(諸事物の、諸実体の) 全体ではなく、「同時に」そのことによって諸変化の全系列 eine Gesamtreihe von V e r - ä n d e r u n g e n (「世界諸変化」“Weltveränderungen”) である^③、としているのは適切な理解であると思う。

以上をまとめれば、第四アントノミーは第三アントノミーに比べれば次の三点で異っているといえる。

- (1) 可想的なものは單なる働き (機能) ではなく存在者である。
- (2) 依存性の系列は單なる事象としての因果関係ではない。すなわち單なる事物の変化ではなく、諸実体の生起あるいは消滅にかかわる変化の系列である。
- (3) 可想的なものとしての、この「必然的な存在者」は一つの系列の始まりとしての条件ではなく、依存性の全系列にかかわる最高条件である。そしてこの存在者は感覚界から切り離されて、世界の外にある。すなわち全系列の外に存在する。

この三つの特色を考えるとき、私たちはそれを「神」とみなしたくなる。しかしカントは少くともここでは「神」という語を使っていない。ただ超世界的存在者ens extramundanum と表現しているだけである。

II 解決のための統制的原理

前章においてカントの第四アントノミーの解決を示した。そのとき前提したことは、第三アントノミー及び第四アントノミーが共通にもつ力学的背進が、条件と条件づけられるものとの系列

において、数学的背進のように一つの経験的系列をなす必要がないということであった。このことによって条件と条件づけられたものの両者が、必ずしも可能な経験の領域になくてもいいということであり、それがまた系列の始まりとして、可想的なものを想定することを可能にさせたのであった。確かにカントの説明もそれに基づいてなされている。がよく考えてみるとこれは奇妙なことでもある。カントも言うように、感覚界においてどんなところにも、どんな性質に関しても無条件的な必然性は存在しない（S.589）からである。とすると一体カントは何を根拠に可想的なもの（第四アンチノミーにおいては必然的な存在者）を想定することができるのであろうか。結論を言えば、まさしくそれは統制的原理によってなのである。その意味で第四アンチノミー解決のためには統制的原理が前提されていたわけである。この章ではこの統制的原理とは何か。その性質及び権利に関して述べていこう。統制的原理に関してはすでに拙稿^④においても言及したが、ここでは、第四アンチノミーの解決（S.587～593）において、またアンチノミー全体の「結びの注」（S.593～595）でカントが述べていることに従って述べていきたい。それはそれぞれの箇所で少しずつ異なる表現がなされているからである。

統制的原理のもっとも基本的で、且つ特色的な性質はその原理の適用範囲に関してである。要約すればこの原理は、経験をふまえたある観念をさらにその経験を超えて適用すること、そしてまたそのことによってその経験を総括するところにその本質がある。これはまた経験を越えるのために、虚妄の源泉にもなりうる。とすると一体どのような権利にもとづいて、この原理は主張されうるのであろうか。従って統制的原理の適用範囲の問題は、同時に原理の権利の問題にもつながるのである。

カントは感覚界のうちのどこにも、どんな性質にも無条件的な必然性は存在しないこと、なんらかの現存在を経験的系列の外にある条件から導き出し、それを端的に独立で、自存的とみなす権利はないとしたあとで、次のようにもいう。「……それにも拘ず、そのこと〔以上述べたこと〕によって、しかし全系列はなんらかの可想的存在 *irgendein intelligibles Wesen*（それはだからあらゆる経験的条件から自由であり、かえってあらゆるこれらの諸現象の可能性を含んでいる）において基礎づけられよう、ということを私たちに全く否認する権利はない。」（S.589／590）感覚界に可想的存在のもつ性格のものが見当らないからといって、その可想的存在が全系列を基礎づけ、諸現象の可能性の根拠を示すことは誤りであるという論拠にはならないことを主張している。積極的に言い換えれば（積極的に述べることはこの原理の本来の仕方ではないかもしれぬ。この原理はもともと消極的な根拠を含んでいるから）、諸現象の可能性の根拠を含み、あるいは全系列を基礎づけるような可想的存在を想定することが許されることを意味しているのである。しかし諸現象の可能性を根拠づけるからといって、あるいは全系列を基礎づけるからといって、どのような可想的存在を想定してもいいというわけではないのである。そこにはある制限がある。それは理性の制限であり、それに従ってはじめて理性の統制的原理の使用が可能になる。従って統制的原理は理性使用の制限を含む原理でもある。

カントはその理性を制限するものとして、統制的原理を次のように消極的に述べる。「しかしこ

この見解は決してある存在者の無条件的で必然的な現存在を証明することでもなく、あるいはまた感覚界の諸現象の実在の單なる可想的条件の可能性をそこに根拠づけることでもなく、ただまさしく理性が経験的諸条件という導きの糸を捨てざることなく、且つ超越的で、どんな叙述によっても具体的には表わしえない説明根拠へと迷い込むことがないよう私たちが理性を制限することであり、それ故にまた、他面で経験的悟性使用の法則が、物一般の可能性に関して決定を下さず、そしてたとえ可想的なものが諸現象の説明のために、私たちによって使用されないとしても、それだからこの可想的なものを不可能なこととして明言しないように、この法則を制限することなのである。」(S.590) この引用文は重要なことが種々述べられており、大別すると三つの部分に分けられる。第一は最初の部分で、統制的原理が決して無条件的で必然的な現存在を証明するものではないこと、あるいは可想的条件の可能性をそこに根拠づけることではないということ。第二の部分は統制的原理そのものの特色で、理性の制限を意味し、第三の部分は、悟性の立場から可想的なものを必ずしも存在不可能なものとしないことの三点である。以下この三つの部分をそれぞれやや詳しく解説していこう。この三点はいずれも統制的原理の特色を示すものであるが、第一の部分の特色は、とりわけ統制的原理の権利に関する問題にかかわるので、第二、そして第三の部分の特色を述べ、そのあとで第一の部分に言及していきたい。

第二の部分の特色は統制的原理の使用における理性の制限で、理性が経験的諸条件という導きの糸を捨てざることがないことは、統制的原理の使用のもっとも基本的な特色で、内在的使用であるべきことを意味する。それに対して理性が超越的で具体的に表わしえない説明根拠に迷い込まないことは、逆に禁止を示していて、やはりこの原理の使用のもっとも基本的な特色を示している。つまり超越的使用を禁止しているのである。両者をまとめて言えば、形式的には次のようなものになろう。統制的原理の基本的な使用の仕方は、まず第一に経験的諸条件をふまえること、そしてそれを導きの糸として可想的なものが求められるのであり、その逆ではない。この経験的諸条件を導きの糸としないで、つまり経験的諸条件の延長にある理念としての可想的なものが求められないならば、それは明らかに理性が迷妄に足を踏み入れたことであり、統制的原理の逸脱である。「結びの注」でカントが「私たちが私たちの理性的諸概念でもって単に感覚界における諸条件の総体性を対象としてもつかぎり、そしてそれ〔総体性〕に関して理性にとって役立つべく生じるところのものを対象としてもつ限り、私たちの理念は超越論的 transzental ではあるが、しかしながら宇宙論的 kosmologisch である」(S.593) というとき、それは統制的原理の正しい適用なのである。それは経験を無視するのではなく、かえってそれを踏まえ、しかし他方総体性のために、ある可想的なものを対象としてもついているからである。それに対して「しかし私たちが無条件的なもの（それが本来問題なのであるが）を全く感覚界の外に、それだからすべての可能的な経験の外にあるところのものにおいて定立しようとすると、諸理念は超越的 transzendent となる。」(S.593) この場合統制的原理は超越的使用で正しい適用ではない。何故ならば、ひきつづきカントがいうように、この諸理念は経験的理性使用とは全く分離していること、また経験的理性使用の完結 die Vollendung des empirischen Vernunft

gebrauchs に役立たないとしているから (S.593) である。この経験的理性使用の完結とは、経験すべてを包括するように機能すること、あるいは経験的系列の総体性をつくりあげるように働くことを意味しよう。またカントは次のようにも言い換えている。このような超越的な理念はその素材を経験からとってくるのではないこと、あるいは経験的系列の完結の上におかず、全くア・ブリオリな純粋概念に基づかせている (S.593) と。統制的原理が内在的使用を求め、超越的使用を避けることは以上のことから次のようにいいうことができる。諸理念あるいは可想的なものは統制的原理によって導かれること。その諸理念（可想的なもの）は経験的系列の完結もしくは総体性のために求められるが、それは全くア・ブリオリな純粋概念にもとづくものではなく、かえって経験をその理念の素材とすること、言い換えれば経験的系列をふまえてその始まりとして可想的なものが求められることである。

先の引用文の第三の部分に移ろう。その要点は「単なる経験的悟性使用の法則をそこにおいて制限すること das Gesetze des bloß empirischen Verstandesgebrauchs dahin einzuschränken」(S.590) である。経験的悟性使用とは、私たちの悟性が経験の領域内で使用するやり方をあくまで堅持する仕方である。その立場からすれば、今まで考えられてきた可想的なものは決して考えられない。例えば経験の領域内にあるものはすべて原因があり、その原因はさらにその原因へ……ときかのばる。従って自らは自分の原因をもたず、しかも他のものの原因であるようなもの、すなわち「ある状態を自分自身から始める能力」といったものは決して存在しないし、承認されない。同様にすべての生起による変化の系列における究極の原因として、必然的な存在も認められない。そのようなものは経験の領域には決して見当らないからである。しかし一方統制的原理の原理たるゆえんのものは、この経験の領域を越えていくところにその本質がある。経験を無視するのではなく、経験を踏えてではあるけれども、とにかく「無条件的なもの」へと進むときに、あるいは「無条件的なもの」との関わりにおいて機能する原理なのである。その意味でこの原理は本質的に経験の領域内にとどまることのできないものである。すると、当然、悟性の働く経験的法則とは違った別の法則か、あるいはこの法則の制限かが必要となってくる。それがここでは、経験的悟性使用の法則の制限なのである。では一体この経験的使用の法則を制限させる根拠は何であるのか。経験的法則をおしそうめで決して無条件的なものに到達しないから、経験的法則を制限したのである、というのでは理由にはならない。ここでこの章の最初に引用した部分が効果をもってくる。要約すれば、感覚界に可想的なもののもつ性質がみあたらないからといって、その可想的な存在が全系列を基礎づけ、諸現象の可能性の根拠を示すことは誤りであるという論拠も成り立たないとの箇所である。カントが統制的原理の拠って成り立つ論拠としているところは、まさにここなのである。正確に言えば、全系列がなんらかの可想的存在 irgendein intelligibles Wesen において基礎づけられえようということを、「私たちに全く否認する権利はない」(S.589/590) のである。実にこの微妙な立脚点こそ、統制的原理のよりどころなのである。全系列が可想的存在において基礎づけられえようということを全く否認する権利もなければ、もちろん肯定する権利も私たちにはない。この点をとらえて言うならば、カントは経

験的法則から無条件的なものに到る領域において、この無条件的なものそのものはあくまで、私たちにとって未知のものとして与えられている限り、それが経験的なものを基礎づけられるかもしれないし、基礎づけないかもしれないこと、そこにいわば不定の領域が存在することを示したことになろう。そしてこの不定の領域の存在は、まさしく不定であるが故に、可想的なものを想定することの根拠にもなっているわけである。だから、今、言及している引用文においても「それだから、この可想的なものを不可能なこととして明言しないようにこの法則〔経験的悟性使用的法則〕を制限することなのである」が出てくるわけである。

さて、引用文の第一の部分に戻ろう。統制的原理の権利に関する問題である。これは結局上記で述べた結論に関連してくる。つまり統制的原理が決して無条件的で必然的な現存在を証明するものではないこと、あるいは可想的条件の可能性をそこに根拠づけることはできないと言うことは、上に述べた統制的原理の性格から出てくるのである。統制的原理によれば、可想的なものはア・プリオリな純粹な概念から出てきたものではない。逆にあくまでも経験的系列を導きの糸とする限り、その可想的なものは経験を素材としていて、且つ経験的系列の総体性を示している。しかしこの可想的なものが経験的系列の総体性を示していることは、一見あたかもその可想的なものが実在的な根拠になって、経験的系列が成り立っているかのように見える。だがこの可想的なものは本来統制的原理によって推測され、さがし求められたものである。その意味で統制的原理は決してその可想的なものに対して、その客観的実在性を保障しうるものではない。それならば全く統制的原理はいささかの客観的実在性を保障しえないのである。統制的原理が経験的系列をふまえている限り、また可想的なものが経験を素材としている以上、なんらかの仕方で、その可想的なものはなんらかの客観性をもっていると考えることが出来るからである。では一体私たちは統制的原理の適用によってえられた可想的なものを、どのような存在ととらえたらいいのであろうか。それは客観的実在性をもった、規定的な存在ととらえるのではなく、なんらかの客観性をもった不定のものとしてとらえることである。不定なものとしてとらえるとは、確かに経験的系列によってその可想的なものの性格はある面で規定されているものの、その可想的なものはその系列の外に存在し、系列の外に存在することによってまた経験的性格をまぬがれ、かえってその系列の総括を可能にさせることを意味している。このことは結局次のような性格をひき出す。この可想的なものは不定なものである限り決して客観的実在性をもつと考えてはならず、一方で経験と結びつきながら、他方ではあくまでも経験的系列を総括するものとして、推測の結果えられたものとすること、従ってその可想的なものは不定なものとして、そのような可想的なものを想定することは許されるが、そのものが実在し、そこから経験的系列が生じてくると考えてはならないことを意味する。だから、このような統制的原理は無条件的で必然的な現存在を証明するものではないし、また可想的条件の可能性をそこに根拠づけるものでもない。この統制的原理がなしうることは、せいぜい、無条件的で必然的な現存在を推測の結果として想定することが許されること、あるいは可想的条件の可能性をとりあえずそこに考えることが出来ようといった程度のものなのである。

カントは一般に統制的原理によってこのような可想的対象を考える許可を手に入れたとするならば、それは類比 die Analogie 以外のなにものでないとしている。そしてその類比によって可想的事物に関してすこしでも理解しようとするために、経験的概念を役だてるからである (S.594) といっている。これは統制的原理の性格を本質的に一言で表現している。その意味で統制的原理とは、従来の「類比」の概念を詳細に規定したものと解してもいいだろう。

III 結　　び

この論文の執筆中、私は山田晶教授の興味ある論文^⑤を読むチャンスに恵まれた。その一部に神の存在に関するトマスとアンセルムスの論証が要約されて示されているのを知った。私はもしカントの神の存在に関する論証を同様に要約するならば、どのようになるかを考えた。そしてその論証の条件を示し、その論証の条件の中心概念である統制的原理を要約して示すことがこここの「結び」にふさわしいことと考えた。以下、内容的にその二点を示し、結びとしたい。但しカントに従い、「神」の言葉を使わず、「必然的な存在者」の語を用いよう。

- (1) この世界の中に、経験的なもの、すなわち「偶然的なもの」が存在する。この世界は感覚によって知られるとの意味で、感覚界ともいえ、この偶然的なものは無数にあると考えられる。この偶然的なものがまず無数に存在することが、カントの論証の出発点となろう。
- (2) この偶然的なものは世界において動かし動かされつつあるものとして、あるいは生起し、消滅しつつあるものとして相互に因果連関のうちに実在する。つまり偶然なるものは変化するものの諸系列の全体として世界のうちに存在する。または偶然なるものは依存するものの諸系列の全体が問題になる。
- (3) この諸系列全体は無限にさかのばらない。あるいは無限に広がらない。全系列は「必然的な存在者」に到達するが、それは全く統制的原理の使用に起因する。この「必然的な存在者」自体は、そこから系列が始まるところのものであり、すべての諸系列の総体性を意味し、不動不变のものである。そしてこの「必然的な存在者」は諸系列の外にあること、つまり世界の外にあるが故に経験的性格のものとは異なった、すべての系列のはじまりとしての条件をもつ。
- (4) 統制的原理は経験的系列をふまえて、「必然的な存在者」を求める原理である。しかしこの統制的原理は「必然的な存在者」を証明するものではなく、そのような存在者をこの原理の適用によって想定することが許されるといったものである。

〔注〕

- ① 拙稿 カントの第三アンチノミー P.41~42 (鹿児島県立短期大学紀要第34号 (1983))
- ② 前掲論文 P.42~43
- ③ Heinz Heimsoeth : Transzendentale Dialektik S.249
- ④ 前掲論文 P.61~69

拙稿 カントの理性の統制的使用について (鹿児島県立短期大学人文学会論集「人文」 第3号 (1979年))

⑤ 神の存在論証における《レス》の問題 「中世哲学研究」 3号 (1984年) (京大中世哲学研究会)